KURURUポイント取扱規則 新旧対照表

改正後	改正前
KURURUポイント取扱規則	KURURUポイント取扱規則

(目的)

第1条 KURURU カードの保有者に対して、KURURU ポイントサービスの内容第1条 KURURU カードの保有者に対して、KURURU ポイントサービスの内容 及び適用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図 ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 本サービスに係る取扱については、KURURU取扱規則で定めるほか本第2条 本サービスに係る取扱については、KURURU取扱規則で定めるほか本 規則で定める。
- 2 本規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、長野市公2 本規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、長野市公 共交通活性化・再生協議会(以下「本協議会」という。)において適切に 判断をする。

(用語の定義)

- 第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりと寸第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとす
 - ポート、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポー ト及び小川村まめってぇバスカードをいう。
 - (2) KURURU交通事業者とは、アルピコ交通株式会社、長電バス株式会社、 長野市乗合タクシー運行事業者、長野市、すざか市民バス運行事業者、 すざか乗合タクシー運行事業者、高山村、高山村支線交通運行事業者及 び飯綱町iバス運行事業者をいう。
 - (3) KURURU取扱事業者とは、KURURUカードの販売等を行う事業者をいう。
 - (4) SF (ストアードフェア)とは、専らKURURU交通事業者が定める旅客運 賃の支払に充当するKURURUカードに記載された金銭的価値をいう。
 - (5) KURURUポイントとは、本規則に基づき付与されるポイントサービスを いう。
 - (6) IC定期乗車券とは、券面に定期乗車券の情報が印字されたKURURUカー ドをいう。

(目的)

及び適用条件を定め、もって利用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図 ることを目的とする。

(適用範囲)

- 規則で定める。
- 共交通活性化・再生協議会(以下「本協議会」という。)において適切に 判断をする。

(用語の定義)

- (1)KURURU カードとは、無記名式カード、記名式カード、おでかけパス (1) KURURU カードとは、無記名式カード、記名式カード、おでかけパス ポート、飯綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポー ト及び小川村まめってぇバスカードをいう。
 - (2) KURURU交通事業者とは、アルピコ交通株式会社、長電バス株式会社、 長野市乗合タクシー運行事業者、長野市、すざか市民バス運行事業者、 すざか乗合タクシー運行事業者、高山村、高山村支線交通運行事業者及 び飯綱町iバス運行事業者をいう。
 - (3) KURURU取扱事業者とは、KURURUカードの販売等を行う事業者をいう。
 - (4) SF (ストアードフェア)とは、専らKURURU交通事業者が定める旅客運 賃の支払に充当するKURURUカードに記載された金銭的価値をいう。
 - (5) KURURUポイントとは、本規則に基づき付与されるポイントサービスを いう。
 - (6) IC定期乗車券とは、券面に定期乗車券の情報が印字されたKURURUカー ドをいう。

改正後

- (7) おでかけパスポートとは、70歳以上で長野市内に在住する者のうち希 望者に発行するKURURUカードをいう。
- (8) 飯綱町 IIZUNA であるきバスカードとは、70 歳以上で飯綱町内に在住 する者のうち希望者に発行する KURURU カードをいう。
- (9) 高山村ふれあいパスポートとは、70 歳以上で高山村内に在住する者 のうち希望者に発行する KURURU カードをいう。
- (10) 小川村まめってぇバスカードとは、70 歳以上で小川村まめってぇバ スカード村内に在住する者のうち希望者に発行する KURURU カードをい う。

(KURURUポイントの付与)

- 第4条 本協議会は、KURURU交通事業者におけるKURURUカードを用いた利用第4条 本協議会は、KURURU交通事業者におけるKURURUカードを用いた利用 により、土曜日、日曜日、祝休日、8月13日から16日まで及び12月29日か ら1月3日までの利用についてはSF利用額の25%を、これらに該当しない 水曜日及び県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク期間中は15%を、いずれに も該当しない日は5%を、KURURUカードにKURURUポイントとして付与す る。ただし、KURURUポイントは、令和6年11月30日までの利用について付 与するものとする。
- 2 IC 定期乗車券による定期券区間内の利用分については、KURURU ポイン 2 IC 定期乗車券による定期券区間内の利用分については、KURURU ポイン トは付与しない。
- 3 その他、本協議会又は KURURU 交通事業者が実施するキャンペーン、イ 3 その他、本協議会又は KURURU 交通事業者が実施するキャンペーン、イ ベント等により、所定の基準に従って KURURU ポイントを付与する。ただ ベント等により、所定の基準に従って KURURU ポイントを付与する。 し、KURURU ポイントは、令和6年 11 月 30 日までの利用について付与する ものとする。
- |4 KURURUポイントは、毎月末に1か月分のSF利用額の合計に基づき仮ポイ|4 KURURUポイントは、毎月末に1か月分のSF利用額の合計に基づき仮ポイ ントを集計し、翌月確定ポイントとして付与する。この際、小数点以下の 端数は切捨てる。
- ある。

(KURURUポイントの失効)

- 第5条 KURURU ポイントの有効期限は、ポイント付与月から24か月後の月第5条 KURURU ポイントの有効期限は、ポイント付与月から24か月後の月 末日とし、有効期限を過ぎた KURURU ポイントは自動的に失効する。
- 2 KURURU カードが**失効及び無効となった場合並びに** KURURU カードを解約 2 KURURU カードが**無効となった場合及び** KURURU カードを解約した場合 した場合は、付与した KURURU ポイントはすべて失効する。

改正前

- (7) おでかけパスポートとは、70歳以上で長野市内に在住する者のうち希 望者に発行するKURURUカードをいう。
- (8) 飯綱町 IIZUNA であるきバスカードとは、70 歳以上で飯綱町内に在住 する者のうち希望者に発行する KURURU カードをいう。
- (9) 高山村ふれあいパスポートとは、70 歳以上で高山村内に在住する者 のうち希望者に発行する KURURU カードをいう。
- (10) 小川村まめってぇバスカードとは、70 歳以上で小川村まめってぇバ スカード村内に在住する者のうち希望者に発行する KURURU カードをい

(KURURUポイントの付与)

- により、土曜日、日曜日、祝休日、8月13日から16日まで及び12月29日か ら1月3日までの利用についてはSF利用額の25%を、これらに該当しない 水曜日及び県下一斉ノーマイカー通勤ウィーク期間中は15%を、いずれに も該当しない日は5%を、KURURUカードにKURURUポイントとして付与す る。
- トは付与しない。
- ントを集計し、翌月確定ポイントとして付与する。この際、小数点以下の 端数は切捨てる。
- 5 本協議会は、KURURU ポイントの付与基準等を予告なく改定することが 5 本協議会は、KURURU ポイントの付与基準等を予告なく改定することが ある。

(KURURUポイントの失効)

- 末日とし、有効期限を過ぎた KURURU ポイントは自動的に失効する。
- は、付与した KURURU ポイントはすべて失効する。

改正後

3 偽造、変造その他不正に作成された KURURU ポイントを使用することは 3 偽造、変造その他不正に作成された KURURU ポイントを使用することは できない。

(KURURU ポイントの確認)

ームページで確認することができる。

(KURURU ポイントの移行)

- 第7条 KURURU カードの変更(無記名式カードから記名式カードへ、一般第7条 KURURU カードの変更(無記名式カードから記名式カードへ、一般 カードから障害者カード、障害者介護者カード、おでかけパスポート、飯 カードから障害者カード、障害者介護者カード、おでかけパスポート、飯 - 綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート及び小川村| - 綱町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート及び小川村| まめってぇバスカードへ、小児カードから一般カード又は小児障害者カー ドへ、小児障害者カードから障害者カードへ、おでかけパスポート、飯綱 町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート及び小川村ま めってぇバスカードから一般カードへ等)、KURURU カードの再発行及び記 名式カードを解約し無記名式カードを発売する場合並びに障害者介護者 カードを解約し同一記名人の KURURU カードに移行する場合は、使用者か らの申し出により、累積した KURURU ポイントを移行する。
- 2 記名式カードから記名式カードへ、無記名式カードから無記名式カード2 記名式カードから記名式カードへ、無記名式カードから無記名式カード への変更は移行しない。

(KURURU ポイントの環元)

- 方法で、SFに還元することができる。
- (1) KURURUポイントは、1ポイントを1円とし、**100ポイント単位**で還元 する。
- (2) KURURU カードの SF 残額が 20,000 円を超えない範囲で還元する。
- (3) KURURUポイントの失効期限に近いものから還元する。
- (4) KURURU ポイントは、現金とは交換しない。
- (5) 複数の KURURU カードの KURURU ポイントを合算することはできない。
- (6) KURURUポイントの他者への譲渡や、相続の対象とすることはできな V)
- (7) SFに還元されたKURURUポイントは、再びKURURUポイントへは交換しな
- (8) 本協議会及び KURURU 取扱事業者は、使用者が還元しなかった場合で もその責めを負わない。

改正前

できない。

(KURURU ポイントの確認)

第6条 KURURU ポイントの残高は、所定の機器及び本協議会が開設するお第6条 KURURU ポイントの残高は、所定の機器及び本協議会が開設するホ ームページで確認することができる。

(KURURU ポイントの移行)

- まめってぇバスカードへ、小児カードから一般カード又は小児障害者カー ドへ、小児障害者カードから障害者カードへ、おでかけパスポート、飯綱 町 IIZUNA であるきバスカード、高山村ふれあいパスポート及び小川村ま めってぇバスカードから一般カードへ等)、KURURU カードの再発行及び記 名式カードを解約し無記名式カードを発売する場合並びに障害者介護者 カードを解約し同一記名人の KURURU カードに移行する場合は、使用者か らの申し出により、累積した KURURU ポイントを移行する。
- への変更は移行しない。

(KURURU ポイントの環元)

- |第8条 KURURUポイントは、使用者からの申し出により、以下の各号に定める||第8条 KURURUポイントは、使用者からの申し出により、以下の各号に定める 方法で、SFに還元することができる。
 - (1) KURURUポイントは、1ポイントを1円とし、**1,000ポイント単位**で還 元する。
 - (2) KURURU カードの SF 残額が 20,000 円を超えない範囲で還元する。
 - (3) KURURUポイントの失効期限に近いものから還元する。
 - (4) KURURU ポイントは、現金とは交換しない。
 - (5) 複数の KURURU カードの KURURU ポイントを合算することはできない。
 - (6) KURURUポイントの他者への譲渡や、相続の対象とすることはできな 11
 - (7) SFに還元されたKURURUポイントは、再びKURURUポイントへは交換しな
 - (8) 本協議会及び KURURU 取扱事業者は、使用者が還元しなかった場合で もその責めを負わない。

(KURURUポイントの環元箇所)

|第9条 KURURU ポイントの還元は、「別表」の KURURU 取扱窓口で行うこと|第9条 KURURU ポイントの還元は、「別表」の KURURU 取扱窓口で行うこと ができる。

改正後

還元を行うことがある。

(ポイントの訂正)

- 有する KURURU ポイントを訂正することができる。
 - 外で不正にKURURUポイントを付与した場合
 - (2) その他、本協議会が KURURU ポイントを訂正することが適切であると (2) その他、本協議会が KURURU ポイントを訂正することが適切であると 判断した場合

(規則等の変更)

- いては、改定された規則を適用する。
 - ことがある。

附則

本規則は、平成24年9月28日から施行する。

附則

本規則は、平成25年10月1日から施行する。 附則

本規則は、平成27年10月31日から施行する。

附則

本規則は、平成30年10月1日から施行する。 附則

本規則は、令和 元年10月1日から施行する。 附則

本規則は、令和 元年12月1日から施行する。 附則

本規則は、令和2年10月1日から施行する。 附則

本規則は、令和2年12月1日から施行する。

(KURURUポイントの環元箇所)

ができる。

改正前

2 KURURU 取扱事業者は、前項で定めた取扱箇所以外で KURURU ポイントの2 KURURU 取扱事業者は、前項で定めた取扱箇所以外で KURURU ポイントの 還元を行うことがある。

(ポイントの訂正)

- 第 10 条 本協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者が保第 10 条 本協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者が保 有する KURURU ポイントを訂正することができる。
 - (1) 利用者が、本規則や法令等に違反し、その他本協議会が定めた方法以 (1) 利用者が、本規則や法令等に違反し、その他本協議会が定めた方法以 外で不正にKURURUポイントを付与した場合
 - 判断した場合

(規則等の変更)

- |第 11 条 本規則が改定された場合、以後の KURURU ポイントに係る取扱につ|第 11 条 本規則が改定された場合、以後の KURURU ポイントに係る取扱につ いては、改定された規則を適用する。
 - 2 本規則及び本規則に基づき定められた規定は、予告なしに変更される 2 本規則及び本規則に基づき定められた規定は、予告なしに変更される ことがある。

附則

本規則は、平成24年9月28日から施行する。

本規則は、平成25年10月1日から施行する。

本規則は、平成27年10月31日から施行する。

附則

本規則は、平成30年10月1日から施行する。 附則

本規則は、令和 元年10月1日から施行する。 附則

本規則は、令和 元年12月1日から施行する。

本規則は、令和 2年10月1日から施行する。

本規則は、令和2年12月1日から施行する。

改正後	改正前
附則	附則
本規則は、令和 3年 3月8日から施行する。	本規則は、令和 3年 3月8日から施行する。
附則	附則
本規則は、令和 3年 4月22日から施行する。	本規則は、令和 3年 4月22日から施行する。
附則	附則
本規則は、令和 3年 7月1日から施行する。	本規則は、令和 3年 7月1日から施行する。
附則	附則
本規則は、令和 3年 8月23日から施行する。	本規則は、令和 3年 8月23日から施行する。
附 則	
本規則は、令和 6年 7月 16 日から施行する。	
【別表】	【別表】
くるるカードセンター	くるるカードセンタ・

	くるるカードセンター				
	長野市役所				
	高山村保健福祉総合センター				
		長野駅前総合案内所			
KURURU取扱窓口	アルピコ交通	長野営業所			
		松代営業所			
		戸隠営業所			
		新町営業所			
	電鉄主要駅長電バス・長野	長電バス長野営業所			
		長電高速バス長野駅前 案内所			
		長電バス飯綱営業所			

附則 本規則は、令和 3年 3月8日から施行する。 附則 本規則は、令和 3年 4月22日から施行する。 附則 本規則は、令和 3年 7月1日から施行する。 附則

	くるるカードセンター				
	長野市役所				
	高山村保健福祉総合センター				
KURURU取扱窓口 アルピコ交通 電鉄主要駅 長電バス・長野	長野駅前総合案内所				
	アル	長野営業所			
	ピコ	松代営業所			
	交通	戸隠営業所			
		新町営業所			
		長電バス長野営業所			
	主要駅	長電高速バス長野駅前 案内所			
		長電バス飯綱営業所			

改正後			改正前						
			長野駅 長野売店					長野駅 長野売店	
			権堂駅					権堂駅	
			須坂駅					須坂駅	
	•	•		•			•		!